

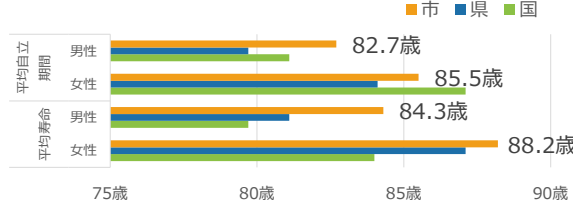
委託と直営を組み合わせ、「健康障害リスクの高い対象者」に対しても適切な保健指導ができるよう、薬剤師会と相談・調整しながら進める医薬品適正化対策



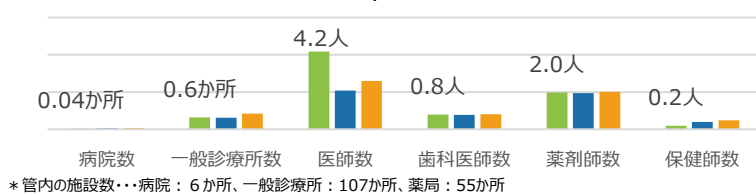
人口	169,552人 (令和5年1月時点)
国保被保険者数	24,474人 (総人口の14%) (令和5年9月時点)
後期高齢者医療制度被保険者数	16,114人 (総人口の10%) (令和5年9月時点)
主管課	国保年金課(国保部門)
事業主担当総職員数	2人 うち、保健師2人(正規)
連携課	地域包括支援センター

【財政力指数】1.43(令和4年度)
【管内医師会】浦安市医師会
【管内薬剤師会】浦安市薬剤師会

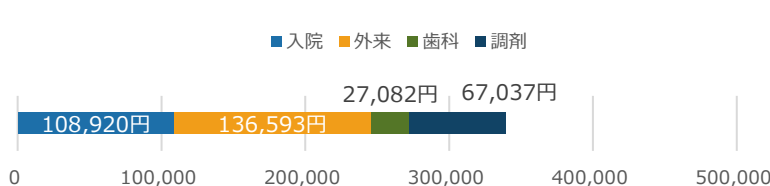
令和4年度 平均自立期間と平均寿命



令和4年度 人口1,000人当たりの医療資源



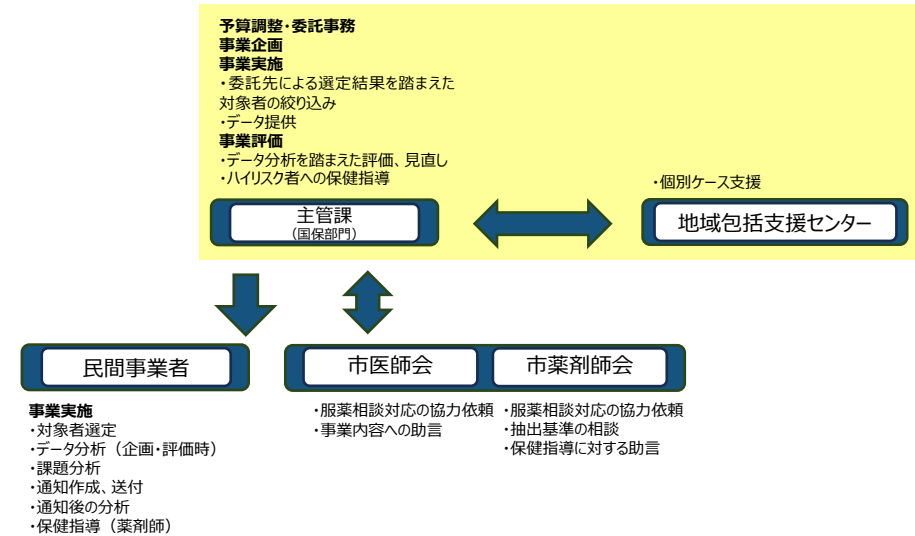
令和4年度 被保険者1人当たり医療費



取組の背景・課題

平成29年度～ 重複頻回受診事業を看護師雇用により直営実施。令和元年までは対象者への訪問を実施
令和3年度 保険者努力支援制度の評価対象となったことを契機に令和3年度から、重複多剤投与や併用禁忌に対象を拡大し、委託事業を開始

実施体制

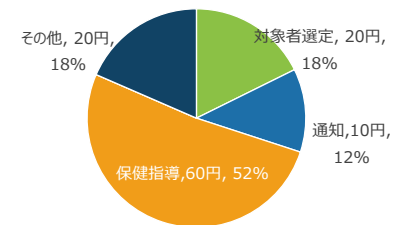


※矢印の向き：連携は双方向、委託実施は単方向

事業スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 選定・抽出												
2. 通知												
3. 保健指導												
4. ポピュレーションアプローチ	ホームページによる周知											
5. 地域医療連携			事業内容協議	対象者選定							結果報告・次年度方向性協議	

令和5年度 被保険者1人当たりの事業費用内訳(概数)



※1人当たり費用＝事業費用額÷事業対象者数

千葉県
浦安市

人口	169,552人 (令和5年1月時点)	国保被保険者数	24,474人(総人口の14%) (令和5年9月時点)
----	------------------------	---------	--------------------------------

- 対象者に対して、委託業者から通知とお薬相談に関するアンケートを送付。対象者が回答した内容を踏まえ、委託業者の薬剤師が保健指導を行う取組
- また、委託事業で介入困難な健康被害リスクの高い対象者に対して、市の保健師が、薬剤師会の薬剤師の事前相談を踏まえて服薬行動等の保健指導を実施

抽出基準等（令和5年度）

保健指導・通知	事業対象者抽出基準	次のいずれかに該当する75歳未満の国保被保険者 1.重複投与：同系の効能の薬が複数の医療機関から処方されている者 2.多剤投与：4月診療分レセプトで、15日超の処方を対象とし、10剤以上の医薬品が処方されている者 3.有害事象発生リスクあり ・傷病禁忌：傷病や検査値により投薬が禁止されている処方の組み合わせが発生している状態 ・併用禁忌：添付文書上で併用が禁止されている薬剤の組み合わせが発生している状態 ・漫然投与：本来短期的に処方されるべき薬剤が長期的に継続して処方されている状態
	抽出期間	診療月：令和5年4月
	事業対象者抽出基準該当者数	重複投与：172件、多剤投与：390人 有害事象発生リスクあり：1,667件（延）
	除外基準	がん治療中の方、人工透析中の方、厚生労働省が定義する指定難病の方、令和4年度の支援実施対象者
	通知対象者数・実施者数	実人数450人 (重複投与：127人、多剤投与：287人、有害事象発生リスクあり：355件)
	保健指導実施者数	重複投与：10人、多剤投与：22人

評価指標（令和5年度）

＜アウトプット指標＞			＜アウトカム指標＞		
評価指標	目標値	実績値	評価指標	目標値	実績値
重複投与者保健指導実施率	70%	7.9%	重複投与者の減少割合	50%	65.4%
多剤投与者保健指導実施率	70%	7.7%	多剤投与者の減少割合	30%	40.8%

「評価指標」の考え方

- 経年的に評価できる人数ベースの数値を指標に設定。薬剤費の評価は困難であり設定せず。
- 実績を積み上げて経年変化を把握し、今後、検証予定

取組の工夫

「抽出基準等」の考え方

- 予算規模やマンパワーを考え450人程度抽出される基準として、前年度実績を踏まえ薬剤師会に相談しながら設定
(優先順位) 健康面への影響が大きく最も懸念される服薬課題であると認識し最優先
(令和5年度：①併用禁忌→②重複投与→③傷病禁忌→④多剤投与→⑤漫然投与で選定)
広く被保険者に通知するため、前年度の事業対象者は対象外とし、新規に対象となった者を優先的に通知

保健指導

- 特定健診の受診状況を確認し、必要に応じて受診勧奨
- 【R6】事業対象者に「服薬情報通知書」及び「お薬に関するアンケート」を送付（回収率40%）「服薬に関して心配なこと」、「通知を持参して医療機関や薬局に相談行った・もしくは行く予定かどうか」等を把握。回答内容をもとに、委託業者の薬剤師が相談対応
- 【R6】ハイリスク者とそれ以外の対象者に対して状態を考慮しながら、直営と委託を組み合わせで保健指導を実施

庁内との連携

- 【R6】地域包括支援センター等が参加する業務連絡会で市の事業内容を説明し、必要に応じて事業を活用してもらうよう協力を依頼。保健指導の中で、経済的に困窮しているケース等、他部署と連携し多方面から支援介入したほうがよい事例を確認

医療関係者との連携

- 〔薬剤師会〕事業対象者リストのうち、服薬によるリスクの高い者を中心に通知や保健指導方法について個別具体的に相談。ジェネリック促進シールを各薬局から希望者へ配布するよう協力依頼
- 〔医師会〕本事業の説明や実績を報告。必要に応じて、協力を依頼

取組の効果・波及効果

- 【R5実績】重複投与者：対象127人中83人改善（改善率65.4%）
- 【R5実績】多剤投与者：対象287人中117人改善（改善率40.8%）
- 【R5実績】有害事象発生リスクあり：対象355人中156人改善（改善率43.9%）
- 【R6】アンケート結果から、医療機関や薬局への相談状況を確認。295人中62人が「相談に行った、または行く予定」と回答しており、自ら服薬相談した対象者割合を把握できた。
- 本事業の開始が薬剤師の声を伺うなどのこれまでにない連携体制を構築するきっかけとなった。

今後の課題

- 薬剤削減効果や医療費削減効果について、他自治体との比較が困難
- 長期にわたり多剤処方されているが、特定健診未受診者でもあり情報が少ない方（とくに精神疾患有り）への支援
- 医師会・薬剤師会との連携強化

■ 資料1：事業の流れ

令和5年度	令和6年度
【対象者抽出】	【対象者抽出】
【通知】 希望者には市役所で薬剤師によるお薬相談が出来る案内を同封	【通知】 服薬相談の希望の有無を伺うアンケートを同封
【お薬相談勧奨】 委託業者より全対象者へ電話し、お薬相談の希望を伺う	
【お薬相談実施】 委託業者の薬剤師よりお薬相談希望者に対面・電話にて服薬指導を実施	【お薬相談実施】 ・アンケートの返送による相談希望者に対して、委託業者より服薬指導を電話にて実施 ・ハイリスク者にはアンケートの返送が無くても直営で保健指導実施

■ 資料2：お薬に関するアンケート

浦安市 国保年金課 『お薬に関するアンケート』 【回答期限】 令和6年〇月末まで

質問		回答 当てはまるものについて番号に○をつけてください。	
問1	身近にお薬の相談ができる医療機関や薬局がありますか？	① はい	② いいえ
問2	複数の医療機関を受診する場合に、同じお薬手帳を持参していますか？	① はい	② いいえ ③ お薬手帳を持っていない
問3	マイナンバーカードを保険証利用の際に医師や薬剤師に対して薬剤情報等の情報提供に同意していますか？	① 同意している	② 同意していない ③ マイナンバーカードを保険証利用していない ④ わからない
問4	現在飲まれているお薬について、不安なことはありますか？	① はい	② いいえ
問5	(問4で「はい」と答えた方) その理由を教えてください。(複数回答可)	① 副作用 ② 薬が多い ③ 費用 ④ 飲み忘れ ⑤ その他	
問6	今回届いたお薬相談通知書の内容で医療機関あるいは薬局へ相談に行きましたか？または行く予定がありますか？	① 行った	② 行く予定 ③ 行かない
問7	(問6で「行かない」と答えた方) その理由を教えてください。	① 行かない理由を教えてください。 ② 相談することに気が引けるため ③ 相談の仕方がわからないため ④ 困っていないため ⑤ その他	
問8	薬剤師による電話お薬相談を希望されますか？ 電話お薬相談は、浦安市が業務委託により実施します。相談を希望される場合は、浦安市より委託先（株式会社ヘルスキャン）に電話番号情報を提供いたします。同意される場合は、「はい」とご回答ください。	① はい	② いいえ *状況をお伺いするため、市からお電話をさせていただきます場合があります。
問9	(問8で「はい」と答えた方) 以下をご記入ください。(ご記入いただいた個人情報に関しては、本事業以外には使用いたしません。)	①氏名 ②電話番号 ③電話連絡のつきやすい時間帯 (平日10:00～17:00の間でご記入ください)	

ご協力ありがとうございました。＊返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

※【薬剤師による電話お薬相談とは？】→お薬の飲み合わせに注意が必要な方に、健康でいただくための薬剤師による無料相談です。お薬が増え続けると、思わぬ症状が出てしまうことがあります。
・お薬が重複することによる身体への悪影響について ・重複受診、頻回受診、重複服薬の見直しについて
・その他服薬に関すること などのご相談に応じます。是非この機会にご利用ください。

■ 資料 3 : お薬相談通知書

[illegible]

満安市 国保安全課 〒279-8501 満安市協栄1-1-1
 ※酒類 ○○ キャンに本事業の運営を委託しております
 このお知らせの内容についてのお問い合わせ先
【業務委託】
 電話：0120-000-000（通話料無料）
 （平日 〇:〇〇~〇:〇〇）

お薬相談通知書

～◎月末までにかかりつけ医・薬局に相談に行きましょう～

このお薬相談通知書は、服用されている薬について、かかりつけ医・薬剤師に相談していただきたい方にお送りしています。複数の医療機関から処方されることにより、服用されている薬の中に、「同じ効能の薬」、「飲み合わせに注意が必要な薬」、「多くの種類の薬」があると思われます。なお、自己判断での服薬中止は絶対にしないでください。

薬の副作用を避けるために、同封のリーフレットをお読みいただき、この通知書とお薬手帳を持って、かかりつけ医・薬局へ行きましょう。状況をお伺いするため、市からご連絡させていただく場合があります。

あなたに処方された医薬品の件数／種類は次のとおりです(令和6年2～4月の医療費請求データより)

令和6年 ○月： ○件 ○種類

No	医療機関/薬局名	医薬品名	薬の効能	調剤 日数	調剤回数	調剤日数	同じ効能 数合わせ
1	医療機関A/薬局A	デルモベートスカルプーション	鎮痛・鎮静・収斂・消炎剤	4/8	1	1	●
2	医療機関A/薬局A	ヒルドイドソフト軟膏0.3%	皮膚保湿剤	4/8	1	1	
3	医療機関A/薬局A	ネリゾナユニバーサルクリーム0.1%	鎮痛・鎮静・収斂・消炎剤	4/8	1	1	
4	医療機関A/薬局A	マイザークリーム0.05%	鎮痛・鎮静・収斂・消炎剤	4/8	1	1	●
5	医療機関A/薬局A	ゾルピデム清石酸塩錠10mg	催眠鎮静剤・抗不安剤	4/10	1	28	
6	医療機関B/薬局B	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%	血液凝固剤	4/4	1	1	
7	医療機関C/薬局C	モロラステープL40mg	鎮痛・鎮静・収斂・消炎剤	4/17	1	1	●
8	医療機関C/薬局C	カロナール錠500 500mg	解熱鎮痛消炎剤	4/17	1	5	
9	医療機関D/薬局D	パランス錠10%	催眠鎮静剤・抗不安剤	4/20	1	5	●
10	医療機関D/薬局D	ロキソニン錠10%	解熱鎮痛消炎剤	4/20	1	5	
11	医療機関A/薬局A	セルニルン錠	その他の泌尿生殖器等	4/10	1	28	●
12	医療機関A/薬局A	ツムラ中車腎気丸エキス錠剤	漢方製剤	4/10	1	28	
13	医療機関A/薬局A	ツムラ中車腎気丸湯エキス錠剤（医療用）	漢方製剤	4/10	1	28	●
14	医療機関A/薬局A	ユリフ20錠4mg	その他の泌尿生殖器等	4/10	1	28	
15	医療機関E/薬局B	フラビタ錠10mg	ビタミンB剤	4/4	1	14	
16	医療機関E/薬局B	アズレラうがい液4%	含嗽剤	4/4	1	1	
17	医療機関E/薬局B	デルゾン口瘡用軟膏0.1%	その他の消化器官道	4/4	1	1	
18	医療機関E/薬局B	ルバフィン錠10mg	その他のアレルギーー薬	4/4	1	14	
19	医療機関C/薬局E	ニゾゾフ懸濁性点眼液1%	眼科剤	4/8	1	1	
20	医療機関C/薬局E	アイファガン点眼液0.1%	眼科剤	4/8	1	1	
21	医療機関C/薬局E	タブコム配合点眼液	眼科剤	4/8	1	1	
22	医療機関F/薬局F	ボラゾL軟膏	痔疾剤	4/17	1	1	
23	医療機関D/薬局D	乳糖水和物蜜末	錠剤形	4/20	1	5	
24	医療機関D/薬局D	カフェイン水和物蜜末	強心剤	4/20	1	5	
25	医療機関D/薬局D	ロバキシム錠90%	骨格筋弛緩剤	4/20	1	5	

処方されている上記の医薬品明細の読み方等は、裏面をご覧ください。

■ 資料 4 : お薬相談のかかり方通知

かかりつけ医、お近くの薬局・薬剤師に
ご相談ください。

当日の持ち物

1. 同封の「お薬相談通知書」 2. お薬手帳

STEP 1

上記の 2 点を持参する



STEP 2

かかりつけ医、
お近くの薬局・薬剤師に
(または、かかりつけ薬局)
内容を確認してもらう



STEP 3

お薬について
相談する



◎かかりつけ薬局・薬剤師の主な3つの役割

1. お薬の確認

市販薬も含め、お薬の重複や飲み合わせ、副作用まで確認します。

2. 相談可能

お薬の副作用や飲み
合わせ等、気軽に相談
できます。

3. アドバイス

健康状態により、医師への問合せや医療機関の受診を勧めることも。



～お薬を安心・安全に使用する5つのポイント～

1

かかりつけ薬局で
「お薬手帳」を活用し
薬を一括管理
してもらう



2

自分が服用している
お薬を把握する

・薬の種類・使用する用法/用量
・服用時間・使用期限 等

3

お薬を人にあげたり
もらったり、
必要以上のお薬を
もらわない

4

自分の判断で
服用を中断しない

5

お薬が余った時は
医師や薬剤師に相談する

■ 資料5：重複投与の対象者向けチラシ

〈あなたのお薬の服用に関する大切なお知らせ〉

お薬のことでお困りではないですか？

事例1

同じ病気で
複数の医療機関を
受診している

重複する投薬により、
健康に影響が出ることがあります。

異なる病院で薬が重複

事例2

複数の医療機関から
2～3種類のお薬を
各々処方されている

結果として適正量の数倍量のお薬を
服用していることがあります。

適正量 =

実際は3倍の量

**！ 同じ働きをするお薬を併せて飲むと
危険な場合があります。**

名前は違っても、実は同じお薬だったり、同じような効果のお薬もあります。

自分が飲むお薬、きちんと把握・管理できていますか？

複数の医療機関にかかっている場合、医師や薬剤師に現在飲んでいるお薬を知ってもらうためにお薬手帳を提示しましょう。

お薬に関するお悩みは
かかりつけ医、お近くの薬局・薬剤師にご相談ください。

裏面もご覧ください ▶

■ 資料6：多剤投与の対象者向けチラシ

〈あなたのお薬の服用に関する大切なお知らせ〉

お薬のことでお困りではないですか？

事例1

飲み合わせに
注意が必要なお薬が
処方されている

お薬手帳をきちんと提出しないと、
飲み合わせに注意が必要なお薬が
処方される場合があります。

●飲み合わせに注意が必要なお薬を
服用すると…

薬の効果が
強まったり弱まったりする

副作用が
強くなる

事例2

複数の医療機関から
多くのお薬を
処方されている

多くの種類のお薬を服用していると
健康へのリスクが高まります。

●多剤服用(多くのお薬の服用)のリスク

ふらつき
転倒
薬の
飲み忘れ
認知機能
の低下

お薬が多くなると副作用が起こりやすくなります。

■薬の数と副作用の頻度との関係

薬の数(種類)	副作用の頻度(%)
1～3	約5%
4～5	約8%
6～7	約12%
8～9	約10%
10以上	約12%

出典：Kojima T, Akishita M, et al. Geriatr Gerontol Int. 2012

かかりつけ医・薬剤師は
薬の種類・量を減らせないか
見直したり、増やさずに
済む方法を考えます。

お薬に関するお悩みは
かかりつけ医、お近くの薬局・薬剤師にご相談ください。

裏面もご覧ください ▶